

平成30年度 第2回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成30年度第2回農業委員会総会日程表

日時 平成30年 5月8日(火) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地利用最適化推進委員の選任について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

日程第10 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(18名)

2番 石川 有利

3番 星川 安徳

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

6番 篠原 義尚
8番 武村 美枝子
10番 高橋 博
12番 尾崎 靖雄
14番 高橋 藤信
16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

7番 鈴木 俊一
9番 妻鳥 和美
11番 坂上 宏
13番 鈴木 博美
15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

欠席委員(1名)

1番 大西 嘉一郎

出席農地利用最適化推進委員(23名)

2番 藤田 紘正
4番 森川 雅之
6番 合田 慎太郎
9番 石村 好典
11番 石川 修平
13番 立川 貞美
15番 河村 一碩
17番 鈴木 一郎
19番 加地 照男
21番 越智 寧
23番 近藤 良啓
25番 鈴木 敏也

3番 薦田 悦男
5番 高橋 忠明
8番 鎌倉 静夫
10番 中泉 敏則
12番 高橋 功
14番 三好 忠行
16番 合田 篤夫
18番 真鍋 義孝
20番 渡邊 繁
22番 村上 佳清
24番 高橋 祥志

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

1番 脇 純樹

7番 宇高 勉

出席した職員

事務局長 曾我部 和 司

係 長 岡 田 昇

係 長 石 川 考 太

次 長 大 西 唯 文

係 長 河 村 由 美 子

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。春先の農作業などで何かと忙しい中、平成30年度第2回の農業委員会総会にお集まりいただきありがとうございます。連休中は天候にも恵まれ、農作業、また子供さんが帰って来られたり、あるいは旅行ということで、お疲れとは思いますが、総会をよろしくお願いしたらと思います。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第2回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、1番 大西 嘉一郎委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の1番 脇 純樹委員、7番 宇高 勉委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、9番 妻鳥 和美委員、8番 武村 美枝子委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 考太君。

石川係長 受付番号58番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地利用最適化推進委員の選定についてを議題といたします。

議 長 局長より説明をお願いします。

局 長 それでは、議案第1号、農地利用最適化推進委員の選任についてご説明申し上げます。本年2月、3月の総会でもご報告させていただいたとおり、3月31日をもって、一身上の都合により尾崎寿則委員が農地利用最適化推進委員を辞任されたことを受けまして、4月20日までの間で欠員となった委員の募集をいたしました。募集期間中に農業者からの推薦で1名の届出があり、四国中央市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第3条に規定する候補者の資格について確認をしたところ適格であったため、同規則第10条により、4月24日に四国中央市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、応募のあった「村上佳清」氏が候補者として適当であるとの報告をいただきました。村上氏につきましては、届出の内容からまいりますと、平成25年より兼業農家から専業農家になられたということで、耕作面積は田4反、畑3反ということです。推薦者の方によりますと地元では農業に熱意があり、地区のリーダー的な存在であるということでもあります。このようなことから、「村上佳清」氏を農地利用最適化推進委員に選任することについて、議決を求めるものであります。なお、村上氏の任期は本日から、平成32年3月31日となっております。ご審議、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 只今、局長から四国中央市農地利用最適化推進委員の選任について説明がりましたが、質疑はございますか。

委 員 (「なし」という声あり)

議 長 それでは、村上佳清さんを四国中央市農地利用最適化推進委員に選任することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、村上佳清さんを四国中央市農地利用最適化推進委員に選任することに決しました。

議長 暫時休憩いたします。

(休憩中に村上佳清委員に農地利用最適化推進委員の委嘱状を授与)

議長 再開いたします。

議長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

石川係長 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。受付番号27、川滝町下山の田1筆につきまして、規模拡大ということで条件第1号から第7号までについては問題ありません。果樹を栽培されるそうです。受付番号28、豊岡町豊田の田1筆、畑1筆につきましては、規模拡大ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻・野菜を栽培されるそうです。受付番号29、豊岡町長田の田1筆につきまして、義兄より贈与ということで、小作地開放であります。条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号30、土居町野田の田1筆につきまして、退職し農業に専念できるので増反し、経営の安定を図りたいということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号31、土居町天満の田2筆につきましては、叔父からの贈与ということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻・野菜を栽培されるそうです。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議長 受付番号27番 質疑ありませんか。

篠原委員 異議なしです。面積が小さいのでおそらく農業用の通路にする
と思います。

議 長 28番

委 員 28番、29番異議ありません。

議 長 30番

河村委員 ○○○○さんの実家と農地が土居町野田にありまして、両親がすでに亡くなって空き家になっているのですが、○○さんが先生をしていて定年後、自宅の方が上柏町に建っていますので、そこに住んでおるんですが、5.6アールすべての農地が土居町野田にあります。親の土地を守るということで、野田に農業用倉庫も建てまして、2日に1度くらい熱心に農業をやっているので問題ないかと思います。

議 長 31番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、
原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請
に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君

岡田係長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件で

す。受付番号3、土居町藤原6番耕地の案件について、申請人、〇〇〇〇は、営農の効率化を図るための農業用倉庫の建築です。申請地は第1種農地ではありますが、第1種農地の例外許可事由のうち、農業用施設に該当し、立地基準、一般基準ともに合致しています。なお、既に建築されておりますが、始末書が出ております。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 受付番号3番、質疑ありませんか。

越智推進委員 あとから出てくると思いますが、同じ敷地内に住宅を建てるそうです。農地を3分割するそうです。異議はありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、3件です。受付番号5、川之江町の案件について、当初計画者、〇〇〇〇は、父親の事務所で仕事をしていましたが、独立して居宅及び事務所を建てるために許可を受けましたが、そのまま父親

と一緒に仕事を続けることとなったため断念し、そのままにしていました。継承者は不動産賃貸業務を積極的に展開しており、申請地に短期入所生活介護施設を建設し、介護事業を展開している会社に賃貸するものです。当初計画者の転用許可日は平成20年3月19日です。申請地は農地のため議案第5号受付番号38の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号6、妻鳥町の案件について、当初計画者、〇〇〇〇は分譲宅地4区画を造成する計画で平成30年1月23日に許可を受けましたが、事務所を開設するため適地を探していた継承者の強い要望により話がまとまったものです。申請地は農地のため、議案第5号受付番号43の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号7、妻鳥町の案件について、受付番号6と同じ当初計画ですが隣接する継承者の宅地と一体利用したいという強い申出があり、話がまとまったものです。申請地は農地のため、議案第5号受付番号44の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくをお願いします。

議 長 受付番号5番、質疑ありませんか。

薦田推進委員 5番については今説明がありましたように、隣接しております介護事業者〇〇〇さんの増床計画に伴って、5条の事業計画変更が出てきております。この案件については問題ありません。

議 長 6番

委 員 6番、7番異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第7 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、18件です。受付番号38、川之江町の案件について、受人は不動産賃貸業務を積極的に展開しており、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の、貸介護施設棟建設です。議案第4号受付番号5の案件です。受人、有限会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号39、金生町山田井の案件について、受人は太陽光発電事業を行っており、日照量が良好な申請地を借り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。受人、株式会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号40、金生町山田井の案件について、受人は現在建物及び機械の溶接業を行っておりますが、現在の作業スペースでは手狭となったため、新工場を建設し事業拡大を図るため隣接する申請地を借り受けての受人・渡人合致の鉄工場建設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号41、金生町山田井の案件について、受人は予てより建売住宅の需要が高まっていると判断し、住宅地として土地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理に苦勞し、処分を検討していた申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号42、金生町山田井の案件について、受人は現在借家住まいのため、住環境の良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。なお、すでに造成されておりますが、始末書が出ております。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号43、妻鳥町の案件について、受人は現在、川之江、三島、土居の3地区にそれぞれ営業所を設置しておりますが、予てより川之江、三島の営業所を統合できないか、働く女性を支援できないかを検討していたところ、立地条件の良い申請地を譲り受

けての受人・渡人合致の事務所兼保育所建設です。議案第4号受付番号6の案件です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号44、妻鳥町の案件について、受人は隣接地に居住しており、他者に転用されたら宅地にある生垣の管理ができなくなってしまうため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の宅地拡張です。議案第4号受付番号7の案件です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号45、妻鳥町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、当市への遠距離通勤者の持家志向に応えるべく候補地を探していたところ、適地である申請地を譲り受けての受人・渡人合致の宅地分譲です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号46、寒川町の案件について、受人は家族の増加及び親の職業がら来客が多く、駐車スペースが必要であるため、隣地である申請地を譲り受けての受人・渡人合致の貸駐車場です。受人、〇〇〇〇。なお、すでに造成されておりますが、始末書が出ております。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号47、豊岡町大町の案件について、受人は現在借家住まいで手狭となったことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号48、土居町藤原1番耕地の案件について、受人は現在別会社において百円ショップ関連商品の製造販売を行っていますが、順調に売上が推移し、新商品専門の加工場が必要となったことから、新規に会社を設立し申請地を譲り受けての受人・渡人合致の紙加工場建設です。受人、株式会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号49、土居町藤原6番耕地の案件について、受人は現在実家住まいで、手狭となったことから申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。申請地は第1種農地ではありますが、第1種農地の例外許可事由のうち集落接続に該当し、立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号50、土居町津根の案件について、受人は保険代理店業を営んでおり、子供預かり施設を所有していますが、駐車スペースが手狭となったこと、子供の車への安全を配慮するため隣接地である申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇〇〇代表取締役社長、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号51、土居町津根の案件について、受人は運送業を営んでいますが、津根工業団地造成事業の対象地として買収され、早急に代替地を探していたところ、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の事務所兼寄宿舍建設です。受人、〇〇〇〇有限会

社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号52、土居町野田の案件について、受人は現在借家住まいで子供も成長し手狭となり、実父より実家の近くの申請地を譲り受けての受入・渡入合致の一般個人住宅建設です。受入、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号53、土居町天満の案件について、受人は現在借家住まいで手狭となったため、実父より実家の近くの申請地を借り受けての一般個人住宅建設です。受入、〇〇〇〇・〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号54、土居町天満の案件について、受人は現在借家住まいで子供も成長し手狭となったため、将来的に実家の農業を継ぐにも都合が良く、また、住宅の一部で妻が飲食業を営み、生活の糧にしたいと考え、実父より実家に近い申請地を借り受けての住宅及び店舗建設です。受入、〇〇〇〇。申請地は第1種農地ではありますが、第1種農地の例外許可事由のうち集落接続に該当し、立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号55、土居町蕪崎の案件について、受人は現在借家住まいで子供も成長し手狭となったので、実家に近い申請地を借り受けての一般個人住宅建設です。受入、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくをお願いします。

議 長 受付番号38番

薦田推進委員 これは議案第4号受付番号5の事業計画変更申請でもありますので異議ありません。

議 長 39番

星川委員 畑の方が一部山林のようになって荒地になっていましたが、異議ありません。40番から42番についても異議ありません。

議 長 43番

委 員 43番、44番、45番異議ありません。

議 長 46番

委 員 異議ありません。

議 長 47番

委 員 異議ありません。

議 長 48番

委 員 異議ありません。

議 長 49番

委 員 異議ありません。

議 長 50番

委 員 50番、51番異議ありません。

議 長 52番

委 員 異議ありません。

議 長 53番

委 員 異議ありません。

議 長 54番

齋藤委員 異議ないのですが、地図に道路がないので道路とはっきりわかる
地図が欲しいです。道がない所に転用可としてもおかしいので。

局 長 建築住宅課で建築確認の時に進入道路がない所は落とされるので、
そういう所も含めて確認していきたいと思います。

議 長 55番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第8 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。
(石川係長、受付番号64番～80番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号81番から86番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 それでは受付番号64番、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 65番

委員 異議ありません。

議長 66番

委員 66番、67番異議ありません。

議長 68番

委員 異議ありません。

議長 69番

委員 異議ありません。

議長 70番

委員 70番、71番異議ありません。

議長 72番

委員 異議ありません。

議長 73番

委員 異議ありません。

議長 74番

委員 異議ありません。

議長 75番

委員 異議ありません。

議長 76番

委員 76番から80番まで異議ありません。

議長 受付番号81番から86番の再設定について、質疑はありませんか。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

石村推進委員 68番ですが新規就農者で梅や栗を植えられるそうですが、使用期間が1年となっていますが、もう少し長い期間が必要なのでは。毎年更新していくということですか。

坂上農業委員 年齢が60歳で定年後も農業をやっていくということで、更新する形になると思います。

議長 ほかにないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第9 議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文 君。
(大西次長、受付番号1番～2番を議案書により説明。)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくをお願いします。

議長 受付番号1番

委員 異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第7号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第10、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
(大西次長、受付番号6番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号6番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第11 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更は1件です。受付番号4、個別除外の案件です。申出者、有限会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇は、上分町で紙加工・販売業を行う〇〇〇〇株式会社の子会社にあたり、貸倉庫等の不動産に関する事業を行っています。申出者が所有する倉庫内には、〇〇〇〇株式会社が製造する製品を保管していますが、〇〇〇〇株式会社の業績好調により製品の保管で倉庫内が一杯となり、季節商品の大量受注の際には一時的に運送用トラックに保管するなど、保管スペースの確保に苦慮しているため、〇〇〇〇株式会社と有限会社〇〇〇〇が所有する既存の敷地内及び隣接地において倉庫の新增築を検討しましたが、建設用地の確保が不可能であったため、新たに近隣の土地を取得して倉庫の建設を計画し複数検討しましたが、国道11号バイパスに接道し、大型トラックの出入りが可能で、一団の土地を形成し一体利用が可能な土地として除外申出地以外に利用できる土地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号4番、質疑はありませんか。

委 員 異議なし

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第2回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:40)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長	石川有利
委 員	妻鳥和美
委 員	武村美枝子